

可児市空家等対策協議会について

当協議会は「可児市空家等の適切な管理に関する条例」第 7 条により設置された機関で、市長はじめ現在 12 名の空家対策に関係の深い学識者、不動産等専門家で構成されています。可児市の空家等対策計画の作成、見直し及び実施に関し協議を行う協議会を年 2 回程度開催しています。

今年度は、第 3 期可児市空家等対策計画の策定についての協議を行いますので、年 3 回開催する予定です。

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年 11 月 27 日)(法律第 127 号)より一部抜粋
令和 5 年 12 月 13 日施行

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

可児市空家等の適切な管理に関する条例(平成 26 年 8 月 12 日条例第 16 号)より一部抜粋

(空家等対策協議会)

第 7 条 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、可児市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(空家等審議会)

第 8 条 市長の諮問に応じ、特定空家等及び管理不全空家等に対する措置等に関し必要な事項を審議するため、可児市空家等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

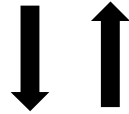
可児市空家等対策協議会

- ・ 空家等対策計画に関する協議
(重点的実施政策等)
- ・ 報告内容の審議、実施成果の検証

可児市空家等審議会

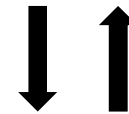
- ・ 特定空家等、管理不全空家等の判断
- ・ 緊急安全措置に関すること
- ・ 勧告、命令等に関すること

助言・意見等



意見聴取・報告等

助言・意見等



意見聴取・報告等

空家等対策調整会議

可児市 施設住宅課（事務局）

- ・ 空家に関する相談窓口
- ・ 空家に関する情報発信（空家・空き地バンクの運営等）
- ・ 空家等対策計画の策定、事業等の実施



建築指導課

- ・ 建築物に関すること



防災安全課

- ・ 防犯に関すること
- ・ 防災に関すること



環境課

- ・ 生活環境に関すること